

野焼きは禁止

野焼き(野外焼却)行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き**禁止**されています。



- 地焼きや地面に穴を掘っての焼却
- ブロック積み、ドラム缶などによる焼却
- 構造基準に適合していない焼却炉での焼却

などの行為は法律で**禁止**です。

違反したときの「罰則」

違反したときは、法律により

5年以下の懲役若しくは**1,000万円以下**（法人の場合は3億円以下）の**罰金**に処せられ、又は併科されることがあります。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条、第32条）

野焼きの例外

- 国又は地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 天災その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行う廃棄物の焼却であって軽微なもの

以上のとおり例外はありますが、焼却することにより大量の煙や臭いが発生し、生活環境に支障を与えていることがほとんどです。

「草木を燃やして煙たい」、「窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困る」、「体調の悪い家族がいるので心配」など、他者に迷惑を与えている野焼き行為は行政指導の対象となります。



野焼き行為を見つけたら・・・

不法投棄・野焼き 110番 0120-536-380

銚田市役所 生活環境課 0291-33-2111(代)